

公益社団法人滋賀県獣医師会

新型コロナウイルス感染症対策確立事業

(狂犬病予防事業・人獣共通感染症予防事業拡充)

実 施 要 領

(目的)

第1条

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、厚生労働省は、令和3年12月31日までの間、新型コロナウイルスの発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則で規定する4月から6月末の期間内に狂犬病予防注射を受けさせることが出来なかった犬の所有者または管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととする改正をおこない、これを受けて滋賀県は各市町に対して適切な運用に配慮するよう求めています。

その結果、動物病院では狂犬病予防接種の個別注射を受けるために、通常以上に来院する数が増加することが想定されます。そこで、一般県民の待合室等での新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底したにもかかわらず、小動物診療施設の獣医師が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、会員等が経営保障対策として損害補償保険加入等を行うための経費を助成する。

(事業の内容)

第2条

事業の内容は次のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症対策支援事業

1) 制度の概要

滋賀県内の小動物診療施設開設者（本会員外施設を含む）が狂犬病予防個別注射を行うに当たり、一般県民の待合室等での新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底したにもかかわらず、小動物診療施設の獣医師が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、会員等が経営保障対策として損害補償保険加入等を行うための経費を助成する。

2) 助成金の対象額

対象額：本法人会員および非会員ともに1万円/件（予算の範囲内）

3) 助成の対象となるもの

新型コロナウイルス感染症対応の損害補償保険で一人当たり申請は1回限り。なお、他の支援事業等で申請したものを除く。

(実施対象)

第3条

本法人狂犬病予防注射実施規程第5条に基づき、狂犬病予防注射実施届を本法人の会長に提出した実施責任者および非会員の県内で獣医療法第3条の規定による飼育動物診療施設開設届の管理者とする。

(実施期間)

第4条

事業の実施は、施行日以降、令和4年2月末日まで。

(その他)

第5条

事業が円滑に運営されるために、別に実施細則を作成する。

付則

この要領は、令和3年8月16日から施行する。